

令和7年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

喜多方市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部局等

企画政策部	企画調整課、地域振興課
総務部	総務課、財政課、税務課
市民部	危機管理課、市民生活課、市民課
保健福祉部	社会福祉課、こども課、高齢福祉課、保健課、すがっこども園、堂島こども園、姥堂こども園、山都こども園、高郷こども園
産業部	農業振興課、農山村振興課、商工観光課・喜多方ラーメン課・そば課
建設部	建設課、都市整備課、上下水道課
会計課	
教育部	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、中央公民館、熱塩加納公民館、塩川公民館、堂島地区公民館、姥堂地区公民館、駒形地区公民館、山都公民館、高郷公民館
議会事務局議事総務課、農業委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局	
熱塩加納総合支所	住民課、産業建設課
塩川総合支所	住民課、産業建設課
山都総合支所	住民課、産業建設課
高郷総合支所	住民課、産業建設課、荻野出張所

(2) 対象範囲

令和7年度(令和7年4月1日から令和7年11月30日まで)における執行業務。
ただし、郵券の経理については監査当日までとした。

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める財務事務監査の着眼点に基づき実施した。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、各課の所管事項における事務事業の執行状況について抽出し、必要に応じて関係職員の説明を求め、提出資料及び関係帳簿類により実施した。備品の管理状況の確認は、昨年末実施の部局等を対象に行った。

なお、遠藤吉正監査委員は、こども課の一部財務事務について地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局執務室外

日 程 令和7年11月4日から令和8年2月10日まで

7 監査の結果

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、おおむね適正に執行及び管理がされているものと認められた。